

令和2年5月26日政調全体会議御説明資料 (令和2年度第2次補正予算の概要)

令和2年5月14日の総理指示（別添）に基づき、事業規模117兆円の令和2年度第1次補正予算を強化するため、与党の御提言や与野党協議を踏まえ、下記の方針に基づき、第2次補正予算を編成する。

記

1. 雇用調整助成金の拡充等

休業を余儀なくされている国民の皆様の暮らしを守るために、雇用調整助成金を抜本的に拡充する。具体的には、中小企業及び大企業を対象に、雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円（月額で見て33万円）に特例的に引き上げる。適用期間については4月1日に遡及させるとともに、9月30日までとする。あわせて、助成率の特例引上げ等の期間である緊急対応期間についても9月30日まで延長し、解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10とする。その際、中小企業分の日額上限の引上げに要する費用について、一般会計から繰入れを行うこととする。

また、雇用調整助成金に代わり労働者自らが直接申請できる新制度を創設する。対象は中小企業の労働者とした上で、平均賃金の80%を支給する。暦日ベースの日額上限を11,000円（月額で見て33万円）とし、新制度と雇用調整助成金とで月額上限33万円を揃えることとする。適用期間は雇用調整助成金の拡充と揃え、4月1日に遡及させるとともに、9月30日までとする。被保険者分は、雇用調整助成金と同じ雇用安定事業として新たに位置づけ、雇用調整助成金の拡充と同様の整理の下で、財源の一部を一般会計から繰り入れる。一方、雇用保険被保険者以外の方の分は、一般会計事業とする。

2. 資金繰り対応の強化

海外での感染症の動向が十分に見通せない中、事業者の皆様に安心感を持つ

てもらうため、中小・小規模事業者、中堅・大企業ともに、財政投融資の最大限の活用を含め、あらゆる手段を講じ、資金繰り対応に万全を期す。

(1) 中小・小規模事業者向けの融資

日本政策金融公庫等と商工中金の無利子・無担保融資について、融資限度額・無利子枠を拡充した上で、4月の融資実績等を踏まえ、融資規模を大幅に拡充する。あわせて、民間金融機関による無利子・無担保融資についても、日本政策金融公庫（国民生活事業）と同様に無利子枠の拡充措置を講じた上で、融資規模を大幅に拡充する。

(2) 中堅・大企業向けの融資

日本政策投資銀行及び商工中金による危機対応融資について、足元の資金需要を踏まえ、十分な融資規模を確保するとともに、海外日系子会社向け融資に対する日本貿易保険による保険引受枠を拡充する。

(3) 資本性資金の活用

財務基盤強化と成長に向けた安定資金を供給するため、日本政策投資銀行、商工中金、日本政策金融公庫等において劣後ローンを実施するとともに、日本政策投資銀行、産業革新投資機構、地域経済活性化支援機構及び中小企業基盤整備機構において出資等を実施する。

(4) 金融機能の強化

金融機能強化法に基づく民間金融機関に対する資本参加スキームの期限を延長するとともに、資本参加枠を拡充する。

3. 家賃支援給付金（仮称）の創設

持続化給付金により手当てを行ってきたが、新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者（1ヶ月で見て、売上が前年同月比で50%以上減少、又は連續した3ヶ月間で見て、売上が前年同期比で30%以上減少）を下支えするため、店子に対して支

給する「家賃支援給付金（仮称）」を創設する。

給付率は2／3、給付上限額（月額）は法人50万円、個人25万円とし、6か月分を給付する。加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払い額が高い者を考慮して、上限を超える場合の例外措置を設ける（月額家賃のうち上限超過額の1／3を給付することとし、給付上限額を法人100万円、個人50万円に引き上げる）。

4. 学生支援緊急給付金の創設等

大学生をはじめとする学生の方々がアルバイト収入の激減等により学業を断念するといったことがないよう、「学びの継続」のため、学生支援緊急給付金を創設し、5月19日に新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を決定したところである。本給付金を、今後、速やかに実施に移すとともに、これに加えて、大学等が、家計が急変し経済的理由により学業の継続が困難となっている学生等に授業料等減免を行う場合、国として必要な支援を行う。

5. 医療提供体制等の強化

ウイルスとの長期戦を戦い抜くことができるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を第1次補正予算による措置を含め、全額国費による負担とともに、大幅な積み増しを行い、医療や介護等の現場が抱える課題の解決に向け、以下により強力な支援を実行する。

- ① 病院や病棟単位で専用病床を設ける「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」（仮称）（以下、「重点医療機関」という。）を中心とした効果的な治療体制の構築に向け、当該専用病床について、診療報酬の更なる増額と併せ、空床の場合の収入を保障する額を交付する。併せて、大学病院等で使用される高度医療向け設備の整備に対する補助を強化する。
- ② 重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関・PCR検査センター等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対

- し、慰労金として5万円を給付する)。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関を事前に選定・登録し、診療体制の確保や感染防止に必要な設備の整備に対する補助を実施する。
- ④ 患者の動線確保など感染を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局等に対し、感染防止に必要な設備の整備に対する補助を実施する。
- ⑤ 第1次補正予算で措置した検査体制・機器整備、病床・軽症者の療養体制確保等の取組を強化する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した介護・障害福祉事業所に勤務し利用者と接する介護・障害福祉従事者や職員に対し、慰労金として20万円を給付する(その他介護・障害福祉事業所に勤務し利用者と接する介護・障害福祉従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する)。
- ⑦ 介護・障害者施設等が感染症対策を徹底しつつサービス提供を再開し、継続的に提供するための費用に対する補助を実施する。
- また、医療・福祉事業者の資金繰りをさらに支援するため、福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資を拡充する。国から医療機関への医療用物資の緊急的な配布等を継続することができるよう、医療用マスク・ガウン等に係る買上を強力に進めるとともに、ワクチンの早期の供給を図るために、ワクチン開発支援を加速しつつ、開発と並行して国内生産体制の整備を推進するための補助制度の創設等を行う。

6. その他の支援

以上の制度改革のほか、これまでの予算の執行状況等を踏まえ、以下の事項を中心として必要な支援を行う。

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新たな生活様式」等への対応を図る観点か

ら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充する。その際、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分と「新たな生活様式」等への対応分を明確化した上で、前者については感染状況、後者については財政力を重視して的確な配分を行う。

(2) 低所得のひとり親世帯への追加的な給付

低所得のひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、以下の臨時特別給付金を早期に支給する。

- ① 子育て負担の増加に配慮するため、児童扶養手当受給世帯に対し、5万円（第2子以降3万円加算）を支給する。その際、児童扶養手当を受給していないひとり親世帯についても、公的年金等を受給していることにより支給を受けていない場合や、所得制限により支給を受けていないものの家計急変により所得制限限度額を下回る所得水準となった場合に配慮を行う。
- ② 収入の減少に配慮するため、児童扶養手当受給世帯及び公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていないひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少したことが確認された場合に、①に加えて一世帯5万円を支給する。

(3) 持続化給付金の対応強化等

フリーランスで、その収入を税務上、雑所得や給与所得の収入として申告しているが、事業を行っている者については、確定申告書において主たる収入として計上しており、その収入や事業の実態を確認できる定型的な書類がある場合、持続化給付金の給付対象とする。また、本年3月までに創業した事業者については、3月までの平均事業収入と比較して売上要件を満たす場合、持続化給付金の給付対象とする。その上で、これまでの執行実績等を踏まえ、対象となっていない業種の対象化を含め、所要の予算の積増しを行う。このほか、感染防止措置など中小・小規模事業者の次なる事業展開を応援するため、持続化補助金等を拡充する。

(4) 農林漁業者の経営継続補助金（仮称）の創設

農林漁業者が、新型コロナウイルス感染症の影響による経営への不安を乗り越え、感染防止対策を講じつつ、新たな生産・販売方式の確立に取り組むことを支援するため、経営継続補助金（仮称）を創設する。

(5) 文化芸術・スポーツ団体の活動継続・技能向上等支援事業（仮称）の創設等

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術・スポーツ団体やフリーランスの活動継続・再開に向けた取組等を支援するため、活動継続・技能向上等支援事業（仮称）を創設する。加えて、文化芸術向けの最先端技術を活用した収益力強化事業を通じた支援を拡充する。

(6) 政府部門の感染防止対策の徹底

CT 診断車の整備など自衛隊の感染症対処能力の更なる向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症患者等の救急搬送等に必要な資器材の整備、警察の留置施設の改修等を進める。また、自衛隊における感染拡大の防止に必要な設備等の整備を進めるほか、収容施設における医療体制・感染拡大防止策を充実するとともに、刑務作業を活用して防護服等を製作する体制を強化する。このほか、避難所での感染症予防のため、必要な物資を備蓄し、プッシュ型支援の強化を図る。WEB 会議をはじめ行政部門のテレワーク環境を整備するとともに、裁判手続のリモート化を推進する。

(7) 地域公共交通の感染防止対策補助金（仮称）の創設

国民の皆様が安心して通勤・通学・通院等ができるよう、地域の公共交通を担う事業者が実施する感染防止対策等を支援するため、地域公共交通の感染防止対策補助金（仮称）を創設する。

(8) 日々の暮らしに困っている方々へのきめ細やかな支援

緊急小口資金等の特例貸付について、足元の貸付状況を踏まえ、貸付規模を大幅に拡充するとともに、生活困窮者の自立相談支援の強化や住まい対策の拡充、児童虐待・DV 防止対策の推進、外国人労働者の相談支援体制の強化、消費生活相談体制の強化等を行う。

(9) 学びの保障等

学校がこれまでの臨時休業から円滑に再開できるよう、「学びの遅れ」を取り戻すために必要となる教職員、学習指導員、スクール・サポート・スタッフといった人材確保を支援するとともに、学校における感染症対策と家庭用学習教材等の整備を地域の実情等に合わせ、柔軟に活用できる形で支援を行う。また、学校や家庭での教育ICT環境整備等のため、光ファイバが未整備の学校がある地域をはじめとして、光ファイバの整備を推進するとともに、大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学習機会の確保を図る。日本人学校・補習校の生徒に対し、日本とそん色ない教育を行うための環境整備を進める。また、研究活動自粛の影響を受け、実験等が停滞する若手研究者の研究等を支えるため、研究環境のリモート化等を推進する。

(10) 「新しい生活様式」に向けた取組

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の両立を図るための「新しい生活様式」のあり方について、様々なデータを活用し、AI等の技術も用いてシミュレーション・分析を行う。また、マイナンバーカードを用いたオンライン申請の推進のため、システムの性能を増強する。

7. 新型コロナウイルス感染症対策予備費

新型コロナウイルスの第2波、第3波の可能性が排除できない中、長期戦を見据え、状況の変化に応じた臨機応変な対応ができるよう、新型コロナウイルス感染症対策予備費を更に積み増し、今後の対応に万全を期す。

新型コロナウィルス感染症対策本部における安倍内閣総理大臣御発言（抄）
(令和2年5月14日)

先般の第1次補正予算を強化するため、直ちに第2次補正予算の編成に着手します。同時に、必要な制度の創設のための法案の準備にも取り掛かります。

その柱は第一に、休業を余儀なくされている皆さんの暮らしを守るため、雇用調整助成金を抜本的に拡充します。日額上限を1万5,000円まで特例的に引き上げるとともに、雇用されている方が直接申請することができ、お金を受け取れる新たな制度を創設します。

第二に、中小・小規模事業者の方々の売上が大幅に減少する中で、固定費として大きな負担となっている家賃をより一層軽減するため、新たな支援制度を創設します。

第三に、大学生を始めとする学生の方々がアルバイト収入の激減等により学業を断念するといったことがないよう、新たに学生支援のための仕組みを創設します。

第四に、ウイルスとの長期戦を戦い抜くことができるよう、医療体制に関する包括支援交付金を全額国費による負担とするとともに、大幅な積み増しを行い、検査体制や重症者治療の充実など、医療の現場が抱える課題の解決に向け強力な支援を実行します。

第五に、海外での感染症の動向が十分に見通せない中、中小企業のみならず、中堅・大企業の資金繰りにも十分配慮することとし、日本公庫の特別貸付や日本政策投資銀行による危機対応融資の積み増し、劣後ローン等の資本性資金を活用した財務基盤強化など、金融機能の強化に向けた対応を行います。

以上の制度改正のほか、これまでの予算の執行状況等を見極めつつ、必要な支援について検討しますが、今後の長期戦を見据えれば、状況の変化に応じ臨

機応変に対応できるようになりますが重要です。こうした観点から、新型コロナウイルス感染症対策予備費も、更に積み増しし、今後の対応に万全を期すこととします。

本補正予算については、5月27日を目途に概算決定を行い、その後速やかに国会に提出したいと思います。このため、財務大臣におかれでは、こうした方針の下で第2次補正予算の編成に当たってください。また各位にあっては、目下第1次補正予算に盛り込んだ各種対策の執行を進めていただいているものと承知していますが、各種給付金を1日も早く国民の皆様のお手元に届けられるよう、引き続き全力で対応に当たってください。その上で第2次補正予算の策定にも協力をお願いします。